

諮問事項 12 意見書等の提出に関する陳情の取扱いについて

1 課題の整理

(1) 課題

意見書の提出に関して、議会の議決（陳情採択の議決結果）が守られていない事例が発生しており、議会の不作為として指摘されかねない運営が行われている。

(2) 原因

「意見書の提出を求める陳情」を多数決で表決をしている一方で、意見書の提出は全会一致を原則としている。

2 これまでの議論での確認事項 道義的責任について

意見書提出を求める陳情を採択した場合、意見書を提出する道義的責任がある。

【参考】東京都板橋区議会基本条例

（議決責任）

第9条 議会は、議決責任を深く認識し、区民にとって最良となる意思決定をする責務を有する。

2 議会は、議案等を議決したときは、当該議決結果が区政に及ぼした効果又は影響を検証するよう努めなければならない。

（説明責任）

第10条

議会は、議案等を議決したときは、議決した内容及び議決に至るまでの議論の過程を区民に分かりやすく説明する責務を有する。

（多様な意見及び要望の把握）

第11条

議会は、請願及び陳情を区政に対する政策提案又は要望と位置付け、これに誠実に対応するとともに、その審査に当たっては、請願者又は陳情者による説明の機会を設けることができる。

3 本日の論点

(1) 陳情者に対する不作為・説明責任

①意見

会 派	見 解
自民党	陳情者から、意見書を提出していない現状について、抗議や指摘があった場合、議会としてどう対応すべきか。
公明党	陳情の結論が出たのに意見書が提出されず、願意が叶えられなかった場合、議論されたからそれでよいということにはならない。
民主クラブ	意見書の提出を求める陳情を採択していながら、意見書を提出していない現状は、陳情者に対する不作為である。

②論点

意見書の提出を原則として全会一致としているという理由だけで、説明責任が果たせるのか。

(2) 陳情を採択した後の取り扱いの考え方

①意見

会 派	見 解
公明党	執行機関にはしっかり努力するように求めているおきながら、自分たちは意見書の提出に責任を持たないことはどうなのか。
共産党	陳情の結論を出した上で、議会では全会一致の申し合わせを原則としているという考え方である。
民主クラブ	議会自らが、採択と決定した意見書の提出を求める陳情の願意にそわないで意見書を提出しないことは、執行機関に対して重く受け止めて対応するように求める根拠に欠ける。

②論点

議会として採択しておきながら、自らがその方向に沿った行動をとらないことについて、どのように整理するのか。

(3) 意見書の表決方法（全会一致ルールのは是非）

①意見

会 派	見 解
共産党	意見書は議会全体の意思になるので全会一致が望ましい。
	議会はすべて多数決というように、話を短絡化すべきではない。意見書の提出は、慎重を期すべきである。
民主クラブ	議決は、議会の重大な意思表示であるが、全会一致でなければならないとしたら、条例も何も決定できなくなる。原理的には、多数決で意見書を出すのが正しい。

②論点

議会の意思を表明する意見書の提出は、原則として全会一致によるべきか、又は多数決によるべきか。

(4) 陳情の取り扱い

①意見

会 派	見 解
共産党	意見書の提出を求める陳情を委員会に付託しない場合、区民の陳情権をどう保障するのかの問題がある。重要なのは、意見書提出に関する議会の権限と区民の陳情権の保障との両者のバランスを如何にとるかということである。

②論点

陳情を委員会に付託しないと、陳情者の不利益となると言えるのか。

【参考１】議会運営委員会における陳情の取り扱いとの整合性

令和２年２月２１日の議会運営委員会において、議会運営に関する陳情については、議会運営委員会に付託せず、議会運営委員へ参考送付することに変更した。

【参考２】請願と陳情の違い

- 請願 憲法第１６条の定めるところにより、国民の基本的人権の一つとして保障されている請願権に基づくもの
- 陳情 法律上保障された権利の行使として行われるものではなく、事実上の行為

【参考３】陳情の考え方に関する判例

平成５年３月１７日／神戸地方裁判所

「三 争点３（請願権の侵害性）について

（一）（１）陳情とは、国や地方公共団体の機関に対し、一定の事項について、その実情を訴え、適当な措置を要望する事実上の行為を言うところ、住民の要望を地方議会に反映させる手段であるという点では、請願権とともに重要な意義を有するものである。

（２）しかし、請願権が憲法によって保障された基本的人権の一つとして（憲法一六条）、また法律上の権利として（請願法、地方自治法一二四条、一二五条）行使されるのに対して、陳情は事実上の行為であり、両者を全く同一に論じることとはできず、また、陳情を受けた当局が、陳情内容に拘束されたり、なんらかの処理をすべき法的義務を課せられたりする性質のものではない。

（３）従って、陳情をもって請願と同視することはできないから、陳情に関する権利が請願権にあたるとする原告の本訴請願権侵害を理由とする損害賠償請求は、その前提を欠くものといわなければならない。」

現状を改善するとともに、全会一致は維持する場合

(案1) 意見書・要望書等の提出を求める陳情は、議会運営委員への参考送付とする。

意見書・要望書等の提出を求める陳情は委員会に付託せず、議会運営委員への参考送付とする。意見書等を提出すべきと判断した会派は、案文を作成・提出し、会派提案の意見書と併せて幹事長会において議論する。

(案2) 委員会で全会一致での採択となる見通しがつくまで、継続審査とする。

全会一致に向けた努力を行い、熟議を重ねるという意味で、全会一致での採択となる見通しがつくまで、継続審査とする。

(案3) 委員会で全会一致での採択とならない陳情は、審議未了（保留）とする。

初回の委員会審査において全会一致での採択ができない陳情は、審議未了（保留）とする。

現状を改善するとともに、全会一致を賛成多数に変更する場合

(案4) 表決の結果を優先し、賛成多数でも意見書を提出する

陳情採択と意見書未提出の不整合を正し、議会の不作為をなくすため、賛成多数でも意見書を提出する。